

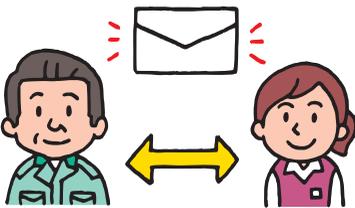
# 電帳法への対応を進めましょう!

電子帳簿保存法は、税法で保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で電子データで保存すること、取引情報の保存義務などを定めています。保存区分は以下の①②③です。

**対象者** 帳簿や書類の保存が義務付けられているすべての事業者（所得税や法人税を申告すべき、すべての事業者）

1

## 電子取引データの保存



メールやウェブ上でやり取りした電子ファイルを必ず電子データとして保存する。

①はすべての事業者が対応しなければなりません。

2

## 電子帳簿等保存



パソコンなどで作成した帳簿や取引書類を電子データとして保存する。

②と③の利用は任意です。以前は事前に管轄の税務署長に届け出が必要でしたが、令和4年1月から事前承認が不要になっています。

3

## スキャナ保存



受け取った書類などをスキャンして画像データ化し、電子データとして保存する。

詳しくは、裏面をごらんください。



### 対象となるもの

自社でパソコンなどで作成した帳簿や書類

- 帳簿（仕訳帳、総勘定元帳、売上帳など）
- 決算関係書類（損益計算書、貸借対照表など）
- 見積書、納品書、請求書、領収書などの控え

検索要件を満たさなくてもOK

### 対象となるもの

- 相手から受け取った書類
  - 相手に交付した書類の写し（見積書、納品書、請求書、領収書など）
- ※タイムスタンプの付与や訂正削除を確認できるクラウド保存などの対応が必要

スキャン保存要件や入力者に関する情報の確認要件は廃止

## 必要な準備をチェック!

- 現在行っている電子取引を把握
  - ➔取引書類、授受方法、保存方法、件数など。
- 保存方法を検討、決定
  - ➔保存要件を満たす保存方法や社内でのデータの受け渡し方法の検討や保存場所の決定など。
- 社内への通知
  - ➔保存すべき取引情報が誤って破棄されないよう、電子取引データの保存ルールや具体的な対応内容などについて周知。

# 1 電子取引データの保存

電子取引を行った場合の書類は、紙に印刷して保存することが認められていましたが、**令和6年1月1日から、改ざん防止措置や検索機能の確保などの保存要件に従った電子データの保存が義務となります。**メールやウェブでの取引履歴は一定期間を経過すると自動的に削除されたり検索できなくなったりすることがあるため、別途保存が必要です。

## 電子取引を行った場合の書類の例

- 電子メールの添付で受け取った請求書（PDFなど）
- 電子メールに添付して送った請求書（PDFなど）
- インターネットサイトで商品を購入した際に発行された領収書
- 請求書システム経由でやり取りした請求書など

START!

YES → NO →

### 1 改ざん防止のための措置をとっている。

- 次のいずれかの方法で保存書類の改ざんをしていないと証明できるようにすること。
- タイムスタンプ付与
  - 訂正・削除の履歴が残るシステムまたは訂正・削除ができないシステムなどを導入
  - 改ざん防止のための事務処理規程を定め、守る

### 2 税務職員の求めに応じて指定されたデータを速やかに出力できる。

### 3 取引などの日付・金額・取引先で検索できる。

### 4 次の要件をいずれも満たしている。

- 日付・金額は範囲指定で検索可能
- 日付・金額・取引先のうち2つ以上の任意項目の組み合わせで検索可能

#### 検索要件を満たす簡易な方法の例

- 表計算ソフトなどで索引簿を作成
- 規則的なファイル名を付したデータファイルを使用
  - ➔ ファイル名に日付・金額・取引先を入力して規則性を持たせ、特定のフォルダに集約して検索できるようにする

#### 次のどちらかに当てはまる。

- ① 基準期間（2年（期）前）の売上高が5,000万円以下
- ② 電子取引データ印刷書面を日付・取引先ごとに整理し、提示・提出が可能

#### 税務職員のデータのダウンロードの求めに応じてデータを提示・提出できる。

原則的なルールに従って保存できています。

電子取引データの保存状況などをチェックしてみよう！

猶予措置の対象になる可能性あり

## 猶予措置を受けるには

YES → NO →

1

- 1～4の対応ができていないことに、相当の理由がある（①・②を含む）。**  
猶予措置の対象となるのは、システム等の整備が間に合わない場合、システム等の整備は整っているが資金繰りや人手不足等のため1～4を満たすことができない場合です。

ルールに従った保存ができていません。1～4の電子取引データの保存ルールについて、速やかに対応しましょう。

2

- 税務職員の求めに応じて、電子取引データの印刷書面を提示・提出できる。

ルールに従った保存ができていません。②③について速やかに対応し、猶予措置の適用を受けましょう。

3

- 税務職員のデータのダウンロードの求めに応じてデータを提示・提出できる。

1～4の電子取引データの保存ルールについて猶予措置の適用を受けられます。